

## 大分市自治基本条例検討委員会 第6回執行機関・議会部会 議事録

日 時 平成22年4月28日(水) 10:00～11:30

場 所 大分市役所本庁舎 議会棟3階 第4委員会室

出席者

### 【委員】

宇野 稔、竹内 小代美、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、神矢 壽久  
の各委員(計6名)

### 【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、  
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之(計5名)

### 【プロジェクトチーム】

議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、総務部人事課主任 伊地知 央  
(計2名)

### 【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 島谷 幸恵(計2名)

### 【傍聴者】

無

### 次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 条文案の検討について
  - (2) その他(次回開催日程等)

### < 第6回執行機関・議会部会 >

事務局	それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第6回執行機関・議会部会を開催いたします。 議事に入ります前に、お手元にお配りしました資料の説明をさせていただきます。 まず、A4サイズの次第を置いております。 次に、(報告1)ですが、先般行われました第11回検討委員会全体会議での意見や確認事項について記載した資料です。中段の「執行機関・議会部会」
-----	--

の「第11回検討委員会の意見(まとめ)」の欄に赤字でお示ししておりますように、今制定をしようとしている「自治基本条例」は、大分市の最高規範であることが、改めて確認されましたことから、これを前提として具体的な条文についての議論をお願いしたいと考えております。

次に(報告2)をご覧ください。「大分市自治基本条例」最高規範性の確認による体系の考え方について、前回の全体会議でも、数名の委員さんから「分かりにくい」という意見がありましたことから、事務局なりにまとめてみましたので、ご説明させていただき、再度確認をお願いしたいと思います。

図として、3つ記載しておりますが、最初の図は、「自治基本条例と各基本条例の体系」として、全国的な例は極めて少ないのですが、柱となっている執行機関のことを謳っている「行政基本条例」、「市民に関する基本的な条例」、「議会基本条例」の3つの基本条例の上に、理念的な条例として「自治基本条例」を被せている例です。

仮に、もし今後この形で条例を制定するとしますと、「議会基本条例」については既に制定済みですので、屋根となる「自治基本条例」を理念的に作って、残りの「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」についても併せて制定するということになるかと思えます。

次の、「一般的な自治基本条例の体系」として、現在、各地で制定されている「自治基本条例」の体系で最も多いものとなっておりますが、「自治基本条例」という一つの条例の中に「市民に関する内容」と「行政に関する内容」、「議会に関する内容」が全て謳い込まれています。

この体系は、「自治基本条例」を作る一般的なパターンですので、これを大分市にあてはめた場合は、「議会基本条例」が既にありますことから、「議会に関する内容」を詳細に謳う必要はないのではないかと判断されます。

従いまして、全体会議で確認された、「自治基本条例」が最高規範であるということと、議会の協議による決定内容や皆様のご意見を念頭に置いた上で、大分市がめざす体系としましては、一番下に記載していますが、2つ目の一般的な体系を意識しつつも、大分市には「議会基本条例」があることから、基本的には、「自治基本条例」の中には、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」を謳いこみ、「議会に関する内容」については、「議会基本条例による」ということを規定することで、「議会基本条例」との結びつきを示すという内容になるのではなかろうかと考えております。

今後、検討委員の皆さんにご検討いただく内容としましては、図にありますように、色付けされた部分をどのように整理し、規定するかということが考えられますが、その際の課題としましては、「議会基本条例」に謳われている部分で市民と行政に関する内容と被る部分、図で言いますと、円が重なっている部分をどのように謳うのかということになるかと思えます。

具体的には、「前文」や「基本理念・原則」などには、議会も含んだすべての大分市を意識したつくりになるのは、異論のないところであろうと考えておりますが、仮に「議会基本条例」に規定のない事項で、議会にも関連する条項を規定する必要があるという判断になった場合に、「議会基本条例」との関係性をどう整理するのか、というようなことが今後の大きな課題となってくるのではないかと考えております。

	<p>次に少し大きめのA3サイズの「条文例」をご覧ください。</p> <p>ここでは、この部会での検討が必要であると思われる内容について、他都市で制定済みの自治基本条例の中から主な項目ごとに抽出し、左から2番目の欄に掲載をしております。さらにこれらを具体的な条文にした場合の条文例を事務局なりに作成し、右の欄にお示しをしております。委員の皆さんには、まずはどのような項目が必要になるか、言い換えますと、左から2番目の欄に掲げた項目のうち、足りないものや不要なものがないかどうかについての検討をお願いできればと思っております。また、この表のなかで、下の3つの項目は、議会に関する部分でございますが、内容的には、議会基本条例の中にほぼ網羅されているものと考えられますことから、この自治基本条例における規定振りとしましては、先ほども申し上げたとおり、「議会基本条例に定めるところによる」という趣旨の文言を置くことで、ひとまずは事足りるのではないかという整理をいたしております。</p> <p>さらに、参考として、大分市議会基本条例の条文をお配りしておりますので、併せて検討の材料としていただければと思います。</p> <p>最後にA4サイズでカラー印刷をした「参考条文」につきましては、先ほどの条文例の資料を作成する基になったもので、参考とした他都市の条文を掲載する中で、一般的に自治基本条例の中に多く謳われていると思われる項目について、赤字で下線を引いてお示ししております。必要に応じ、検討の際の参考としていただければと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。それでは、部会長さん、進行をお願いします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。本日の議論に先立ちまして、ただ今事務局の方から示していただきましたA3サイズの資料にもありますように、自治基本条例が大分市の最高規範であるということが、全体会議で確認されましたので、そういうことを議論の出発点とさせていただきたいと思っております。</p> <p>そこで、議論の中身に入らせていただきますけれど、(報告2)の資料ですが、最高規範性の確認はできたとしても、全体の形がどうなっていくのかというところで、考え方は大きく2つあるのではないかと思います。まず、全国的には極めて例の少ないのが上の図ですね。それから、最もスタンダードな自治基本条例のケースが、下の方でございます。それで、私たちの大分市としましては、どちらでいくのかということでございますが、私の全体会議に出席しての感触でございますけれど、改めて自治基本条例の外に行政基本条例を定めて、市民に関する基本条例を定めると、それで議会基本条例は既に制定済みでありますので、議会の方はそちらにお任せをするとして、改めて土台となる条例を制定し、自治基本条例については、理念についてのみ制定するというような考え方というのは、あまりなかったのではないかと。どちらかということ、委員の皆さんのイメージは、下の方の図で示した形の内容ではないかと思うのですが、その辺からご意見をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	それは、そのとおりで良いんじゃないでしょうか。

部会長	他の委員の方々も、それでよろしいですか。
委員	上の例で行くと、改めて行政基本条例も作る必要が生じるということですからね。そうすると、全体を包含するような自治基本条例というのが良いのかなと思います。
委員	ちょっとお聞きしたいのですが、真中の図と一番下の図の違いというのは・・・。
部会長	そこは、もう少し後で議論しましょう。まずは、一番上と二番目の図との比較で、二番目の図の方が良いのではないかという事務局サイドのたたき台ですね。
委員	分かりました。その部分は理解できました。
部会長	<p>それでは、今日欠席されている委員さんもおられますが、時間の関係もありますので、2番目の図の形で議論を進めさせていただくということでもよろしいですね。我々の部会としては、そういうことで意思統一させていただきたいと思います。</p> <p>そこで、2番目の図になりますと、議会に関する条例というのが、大分市の場合は既に先行しておりまして、制定をなさっているということを考えますと、その前提で考えた図が3番目でございます。改めてまた議会に関する内容を基本条例で定めるのではなくて、議会に関する部分については、その条例による旨を謳えば良いのではなからうかと。ただし、この図でいきますと、それぞれの円が重なっている部分がございますので、その部分については、改めて考えていく必要があるのではないかという点ですね。それから、もう一つは、我々が改めて議会基本条例を精査、検討させていただいて、あくまでも仮定の話ですが、「ちょっと、ここの部分が足りないな。」という部分が、万一出てきたときには、どうしたら良いかという問題も、ちょっと残っているということですね。その部分は、改めて自治基本条例に定めるといっても、やり方としてはありましようし、議会条例を作っている議会の方に、この部分をご検討いただけないでしょうかというお願いをすることも可能ではあると思います。あくまでも、全て仮定の話です。そういうことも前提とした上で、一番下の図の形ではいかがでしょうかということでございます。</p> <p>私自身としては、既に議会基本条例があるのにもかかわらず、改めてその部分を零から制定するということは、何か失礼な感じもしますし、大分市では、やはり議会における条例が先行しているということは事実でありますので、その条例を尊重しながら、なおかつ最高規範性を維持していくという考え方ですね。そういうことで、よろしいでしょうか。</p>
委員	あとは、自治基本条例における議会に関する部分の表現の問題になってく

	<p>るかと思えますけど、ここにあるような「議会基本条例に定めるところによる」というような趣旨の言葉になるのでしょうか、自治基本条例として、その部分は議会基本条例に丸投げしたような印象もあるので、議会基本条例は細かいところまで決めていきますから、これを尊重するのはもちろんなんですけど、その骨格的な部分は自治基本条例に定める方が、スタイルとしては良いのかなという気もするんですけど。決して、先ほどの考え方を否定する趣旨ではないんですけど、大元のところは自治基本条例にも謳うと。</p>
委員	<p>その部分は、実は議員の中でも議論になったんですけど、議会基本条例そのもの、いわゆる議会がこの中に一緒に包含されるというというのは、問題があるのではないかと。やはり、議会の独立性というか、そういうものを維持するためには、自治基本条例の規定では、例えば「議会基本条例に定めるところによる」というような形にしないと、何もかも自治基本条例の中に入ってしまうということではおかしいということで・・・。</p>
委員	<p>それは、最後まで全て謳うということではなくて、まあ誰もが納得するような形でと言いますか、骨格部分だけでもですね。</p>
委員	<p>そうそう。だから、その骨格部分を作るために、いわゆる「議会基本条例による」ということでしたら、ちょうど良いのではないかと、その文言はそのとおりにするかということは別にして。議員間の話では、そういうことになりました。</p>
部会長	<p>おそらく、委員がおっしゃっていることを具体化したときには、議会基本条例との関係で行けば、最もエッセンス、骨格部分を引き出してきて制定しますから、両者の矛盾というのはあり得ないと思うんですね。それで、さらに詳細について、議会基本条例が定めているということで、最高規範性という言葉から見ていくと、三位一体で、体裁は整っているという感じはするんですね。ぱっと見たときに、議会のことについても、議会条例を見なくても、その概要は市民の皆さんにお分かりいただけるということだと思うんですね。全体を包含していると。そして、ポイントが見える。さらに、詳細については、議会基本条例を見ていただければ、詳しく分かりますよというようなメリットが、私はあるかと思うんですね。</p>
委員	<p>ですから、文言の規定の仕方は、いろいろあるかも知れないけれど、基本的な考え方は、委員とそんなに変わらないつもりです。</p>
部会長	<p>その部分は、体裁の問題ですので、追々詰めて行ってはいかがかなと思うのですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、より具体的な検討課題といたしまして、文言の内容でございます。他都市の例を参照しながら、例えば、ということで、事務局の方で作った文例をお配りしております。そこで、委員の皆さんには、そこに掲げられた事項に足りない部分などがあれば、それをご指摘いただいたならば、さら</p>

に内容が充実してくるであろうと思われるので、本日、せっかくお集まり  
いただいておりますので、この時間の中で精査していただければと思います。

それで、項目的にも、そんなに多いわけではありませんので、一つひとつ  
見て行きたいと思いますが、まず「市の基本的役割」というところですね。  
まあ、『市政運営の基本原則』と、大括りにするとそうなると思いますが、  
「効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営」、「総合的かつ計画的な行政運  
営」、さらに「条例の立案、制定、改廃、運用など」という項目が挙げられて  
おります。次に、これらを具体的に条文化すると例えばこんなことになるで  
しょうか、ということが右側に書かれているわけですが、今日の段階では、  
条文の表現云々ということではなくて、一番肝心なのは、規定すべき項目の  
内容としてこういうもので足りるかなというところですね。さらに付け加え  
る事柄がありはしないかということですが。

また、参考条文として、他都市の条文の実例が添付されておりますので、  
かなりボリュームもありますけど、見ておいていただくとよろしいかと思  
います。

少し時間をとりますので、それぞれ目を通していただければと思います。

委員

この検討に入る前にですね、前回の全体会議の際に抱いた感想なんですが、  
例えば、専門的な知識をお持ちの委員さんが作られた、こうした資料の項目  
に対して、私たちが堂々と反論を述べるとかいうことは難しいので、全体会  
議自体も大きな反論も無く流れていったような気がしますし、こうした他都  
市の立派な条例を参考にして条文を作っていくのも良いとは思いますが、あ  
まりにもすんなりと会議が進行したという感は否めない。例えば、議会基本  
条例との関係にしても、やはり議員さんがいる場では、なかなか本音は言い  
にくいということもあるし、本当は、ある程度本音でやりとりをしなければ  
出来ない部分もあるのかなという気がします。また、先ほど示された自治基  
本条例全体の体系図で、市民、議会、執行機関の3つの輪が重なる部分とい  
うのは、大きなポイントになると思いますし、それは、条例の独自性を出そ  
うと思えば、尚更ですし、そのほかにも、他の部会での検討事項について意  
見を言い合う機会ももっと必要ではないかと思います。専門家のような人だ  
けではなくて、素人も良い意見を持っているかもしれません。いずれにし  
ても、その部会だけで決めるのではなくて、お互いが意見を出し合いながら、  
全体で調整するという過程が必要だという気がします。

部会長

司会者として、少し釈明をさせていただきますと、今日のこの配られた資  
料を、私は今日ここで初めて見たんです。一切、私は、この資料の作成に関  
わっていないんです。事務局の方をお願いをして、たたき台として、何もな  
くて宙で議論はしにくいので、一つの例として作っておいてくれませんか  
というところなんですね。ですから、いわゆる私の立場としての役割は、あく  
までも司会者、進行係であって、リーダーシップを発揮していこうという気  
は、大変失礼ですけど、大学では一応法律の勉強はしているんですけどね、  
その専門性を活かすということは考えていない。つまり、皆さんの総意を形  
に表すことができたなら、座長としての役割は全うできたかなということでご

	<p>ざいます。ですから、この文案についても存分にたたいていただいて、ご意見をいただくということについては、何の問題もございません。そういう状況です。私が内容についてこういうものを作れと言う指示をして、事務局に打ち出しをさせたというようなものでは、全く無いんです。</p> <p>また、前回の全体会議に限っては、確認作業が主な目的でありましたので、特に異論も出ずに流れたというのも、やむをえなかったのではないかという気はします。</p> <p>ですから、委員の皆さんには、存分に意見を出していただければと思います。</p>
委員	<p>今日の会議の目的と言うのが、少し把握できていません。これ（事務局提出資料）を～していったって、具体的な条文まで行くのか、それとも、これを見ながら、部会長もおっしゃったようにいろんな意見を出して、もう一回考え直すのか、どちらなんですかね。</p>
部会長	<p>一番効率的なことを考えますと、今日の資料をどこかで全部お目通しいただいて、それで、何らかの問題意識というか、各委員の皆さんの問題意識を持っていただいてから、具体的な意見を・・・。</p>
委員	<p>そうすると、山全体の問題を全然検討しないまま細部に入るので、少しその辺はどうなのかなと。</p>
部会長	<p>山全体と言いますと、どういう意味合いになるのですか。</p>
委員	<p>例えば、私が思っているのは、おかしかったら教えてください。おそらく、議会も行政も、政策立案とその立案をまた下位目標のなかで執行していく、その仕方は、今は行政がやるのだらうと思っているんですね。それを市民と協働するということに、市民の側には、上から下りてきたという感覚があります。また、議会の方も、子ども条例に関して、市民の意見をたくさん聴こうとなさってくださっているのが、議会基本条例に謳われたことが、こうして実現しているのは、ありがたいと思っているのですが、政策立案と行政の調査監督というのが、今の議会の仕事なんだと、この資料を見て思ったのですが、ところで、政策立案というのは、今のところ、行政と議会とでは、それぞれどのくらいの比率でなさっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>ちょっと、大局的な議論になっているようですが、今日、事務局として会議に臨むにあたって、勝手に思い描いていた展開というのは、今は、こうして部会に分かれて議論をしていただいていますけれども、それぞれテーマごとに一応の検討項目を挙げて、各部会ごとに、それについての検討をしてくださいというお願いをしていますので、まずはそれを中心に検討を頂きたいのですが、今委員がおっしゃった協働というようなことも含めて、他の部会で検討している内容についてもご意見を伺う機会というのは、今後必ずあると思います。それまでは、そうした意見については、割り切ってくださいと</p>

	<p>言いますか、この部会の中に盛り込める内容とそうでないものがありますから、もちろん全く無関係ではありませんから、そうした項目も念頭に置きながらご検討をいただくのですが、まずは、執行機関と議会の役割ということで考えていただいて、以前、部会長もおっしゃっていましたように、最後は全体について全員で協議しましょうということですので、今の段階では、この資料に掲げた項目についての検討をお願いできればと。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、一市民として、一つの団体の代表として話すのですが、これまで、子どもの問題にとっても関係してきました。不登校、ニート、引きこもりとかストレス病になる方が、どのようになったら良いかということを考えてきました。それは、ケアとかサポートとかいう面では、市の方もいろいろと考えてくださって、うまく行っているんですが、～ということは、子育て・教育ということで、どのような行き先を持つかということは、再検討しなければならない。それが、本当の改革だと思っているんです。ところが、行政から出てくるのは、例えば、学力向上とか、小さな項目について出てくるので、どこを目指しながら学力を向上するかということが、なかなか出てこないんですね。それは、やはり教育を総論的に考える識者とか経験者、あるいは私のように逸脱した者からの意見も入れていくことが、新しい改革の時代の行く先に影響すると思うんです。それは、ある意味では、ちゃんと構造化したものを持って、～べきものだと思っていて、その中で、学力向上もみんな～して、その学力向上の仕方も変わってくると思うんですが、今は、木を育てることに一生懸命になっていて、山全体を損なうような木の作り方、学力の向上の仕方というのが、現場には起こっているんです。そのときに、議会や行政が気付かないような意見も、私たちの現場には、たくさん入ってきます。そのときに、市民の声を政策立案にどのように反映していただくか、もちろん、議員さんに聴いていただくというのが一番になるのだろうと思っていますが、実際に実現させるとなると、有効なルートというのは、なかなかありません。そういうのが、本当は、これからの民主主義というか、市民社会ということではないかと、私は思うんです。そうすると、すでにある議会と行政をたたき台にしながらというと、新しいことは全く入らないわけです。その辺を、最後に言ったら良いのかなと思ったんですけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>私の発想というのは、法律屋の発想で、法律屋というのは、抽象的な議論というのをする必要は、まあ、あるんだろうとは思いますが、それをやったらエンドレスになってしまうんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>私は別に、抽象的なことを求めているのではなくて、市民が政策立案をするときに、どのようなルートを作れば良いかという具体案を・・・。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただね、それは、具体的なものを検討しながらじゃないと、そういうものは・・・。</p>
<p>委員</p>	<p>それで、結構なんですよ。成案ができたときに、じゃあ市民が政策立案を</p>

	<p>求めるときには、どこへ行くのかなと。</p>
部会長	<p>それをやらないとは、一言も言っていませんから。</p>
委員	<p>先走って、議論をしてしまったのかもしれませんが。すみません。</p>
事務局	<p>今委員がおっしゃったことをエッセンスとして、いかに自治基本条例に盛り込んでいくかという検討になるかと思うんですけど、それが、この部会の検討項目の中で実現するかどうかは、分かりませんが、例えば、子どもの育成環境、健全育成というようなことを検討している部会もありますので、それをどのような文言で謳うかということを、具体的に検討しております。</p>
委員	<p>それは、ちょっと誤解があって、子どもに関するものではなくて、一般的に市民が政策立案をしようとするときに、どのようなルートを作るかということであって、子どもということではありません。</p>
部会長	<p>私として、非常に悩むのは、自治基本条例を作るという使命を、委員全員がいただいていると。だから、条例というのは、形ですから、まずは形にしていかなければいけないわけですよ。それで、形にしたときに、そこに魂が入っているのかということが、最大の問題点ですね。それも、ある程度の形が出来上がらないと、そういう議論もできないんですね。形が出来たときに、魂の入っていない空虚な条文であったら、それは失敗ですよ。そこに皆さんの思いが存分に活かされていくと。ああ、市民参加は、こういう形で出来るんだとかいうものが、内容的に出てこない、意味がないと思います。ですから、その形が出来るまでの途中経過が大切だと思っているんですね。今は、それぞれの部会でパーツを作っていて、それをどこかで合わせる。それが、うまく合わないときには、どこを削るか、あるいは継ぎ足すかというようなことが、その次の作業かなと思うんですね。ですから、我々の部会としては、部会なりの範囲の中で、パーツを作ってですね、それを全体に持ち込むということをやらざるを得ない。</p>
委員	<p>それで十分だと思います。私も、政策がどうやって出るのかということがわからないので、素朴な疑問として、行政や議会からどのくらい政策立案があるのかという疑問があります。</p>
委員	<p>委員さん、私たち議員も同じ考えがあるんですけど、市民協働でとか、いろいろな言葉が入るんでしょうけど、こういう条例を作るときに、やはり時代というのは、どんどん動いているわけですから、作ったものが、ずっと皆が満足できるものかということ、そうではないと思うんです。今日作ったら、明日には、また違った意見が出るわけですから。だから、条例というのは、概ね55～60%ぐらいの市民が納得できるもので良しとしないと、100%の皆さんが納得できる条例というのは、絶対はないと思います。</p>

委員	それでも、基本理念の部分は、60%以上は、満足してもらわないと。
委員	多分、せいぜいその程度まででしょう。我々の議会にしても、各会派にそれぞれの考え方があって、個人個人の意見もあるわけですから、それが全員満足ということは、まずありません。それは、どこかで折り合いをつけないと。
委員	私もそう思います。ただ、その確認が要るなあと思うだけです。ですから、決めるときには、だいたい60%以上の方が満足で、それ以外の人もまあ、だいたい良いでしょうと。
委員	それは、人数の60%もあるし、個人の心の中でも60%は満足ということもあるでしょう。
委員	そのとおりだと思います。そういうことを問題にしているのではないんですけど、今、実態として、どのくらいなのかな。議会が活発になってるのではないかなと、私は子ども条例や議会基本条例を見て、大分市は良い方向に、議会がテリトリーを広げていると言っては変ですけど、そういう印象を持ったので。
委員	余計な話ですけど、子ども条例も、今確かに作る方向で検討はされていますけど、じゃあ、議会の中でも、この子ども条例に全員が賛成かと言うと、そうではない議員もいるんですよ。それは、子ども条例そのものに反対・賛成というよりも、最初は、子どもの権利条例という名前で始まったんですけど、権利という言葉が付くのであれば、反対だと。これだけ子どもの権利が守られている国がどこにあるかと。今更、これ以上、子どもに何の権利を付すのかと。権利を付すのであれば、反対に義務というものも考えていかなければならないが、それを置いておいて権利ばかりを謳うのはおかしいじゃないかという議論も、やはりあるんです。最後は、それらの意見もひっくるめて、どこかで、譲歩すべきところは譲歩して、作ろうということやっていかないと。それは、この条例についても同じことだと思います。
委員	おっしゃるとおりだと思いますし、必然的にそうなりますよね。
委員	だから、この資料の条文案を見ても、何を今更こんな今までもやってきたことを謳うのかとも思いますけど、それを言ってしまうと、じゃあ必要ないということにもなりかねないので、言いませんけどね。
委員	僕もそれは、そう感じるんです。それと、行政に係る内容の部分は、もう出来ていってるんですか。
事務局	今、5つの部会に分かれて検討しておりまして、行政に係る部分は、市政運営部会で検討しています。そこでは、条文案まで、ほぼ出来上がっており

	<p>ます。また、それ以外の部会でも、概ね条文案の段階まで作っていただいておりますので、あとは、全ての部会の案を合わせてみて、全体で見たときにどうなのかというところを、委員の皆さんでご検討いただく必要があるという流れになっております。</p>
委員	<p>その検討の中で、先ほど資料の図で示された、市民・議会・行政の輪が重なる部分についても考えていかなきゃいけないと思うんですね。</p>
事務局	<p>各部会で、やはり想いがあって作っていますから、他の部会と重複する内容になっているなと思う部分は、事務局から見てもあります。そこは、全体を並べてみて、調整すると言う作業が出てくると思いますが、その前提として、まずは、この部会でも、今の資料に掲げた項目についての検討を行っていただく必要があるのだらうと思います。</p>
部会長	<p>そうした事務局からの報告も含めると、私どもとしては、他の部会との関係で、今日どうしてもやっておかなければならない作業というのは、まずは（報告2）の図の関係ですが、それが今日、ご確認をいただいたので、次は、他の部会の条文案と合体させるための部会としての案を作成する必要があるわけです。そうすると、初めて、全体の条文案の調整作業に入っていくことになります。</p> <p>その条文の具体的な検討作業ですが、いかがでしょうか。今日、今皆さんに見ていただいて、ご意見を頂くのも一つの方法ですけど、一度じっくりと自分のペースで見たいなあというお考えもあろうかと思うんですが。</p>
委員	<p>具体的な条文例というのは、必要な項目さえ決まれば、必然的にまとまっていくと思いますので、その項目の部分をしっかり議論すれば良いのではないのでしょうか。</p>
部会長	<p>そこが大きなポイントだと思いますね。今日のところは、まずは、そのところをご検討いただくとよろしいかと。</p> <p>では、少し時間をとって、各自で一度、目を通していただきましょうか。</p>
委員	<p>一般的に、執行機関というのは、どこまでを指すのですか。</p>
事務局	<p>代表的なのは市長で、市長も執行機関の一つですが、あと例えば、教育委員会とか、農業委員会とか、監査委員とかの独自の権限を持った各機関がありますので、そうしたそれぞれの機関ということになるんですけども、代表的なものは、市長というのを思い浮かべていただければ、分かりやすいと思いますけど。</p>
委員	<p>市民としての素朴な疑問ですが、こういうところに人事システムとかいうことは、入ってこないのですか。</p>

事務局	<p>市政運営部会の方では、行政組織の編成という項目を一つ設けまして、そこで、効率的な市政運営が出来るような組織の編成を行うとか、横断的な調整を行うとかいうことを盛り込んだ条文案を作成しようとしております。</p>
部会長	<p>委員がおっしゃったのは、誰が民主的な手続を踏んで、公正な運営についての担保をとるかということでしょうか。例えば、行政委員会などの長が、どうやって選ばれるのか。</p>
委員	<p>まあ、そういうこともありますよね。各種委員会の長とか委員さんも選び方がありたいです。それはどこでどう決めているのかということもあるし、市の中で役職とかいろんなものを作るときに、どういう基本路線があるのかとかね。これは、単に市民目線からの疑問で、この条例に盛り込むとかではなくて、この議論を通じて教えていただければと思うのと、もう一つは、そういうことを市民が知っていることが不正防止につながるのではないかと考えているんです。それと、行政の場合は、直接の担当者だけが知っていて、他の方に聞いても分からないということが結構あるので、横の連携がスムーズに行われることも必要ではないかと思いますが、それが、この検討項目の中では、どれにあたるのかと思いながら見ていたのですが。</p>
部会長	<p>今言われたのは、先ほどもおっしゃった横断的な相互連携と言いますか。</p>
委員	<p>その横断的なことだけではなくて、例えば、同じ部局の職員でもその内部のことを知らないことが多いから。私たち企業であれば、意識統一と言ったら、皆が同じ方向を向いていて、今日何があるかを皆知っているんですけど、やはり士気高揚のためには、そうした意思統一がある方が良いのではないかととも思います。</p>
委員	<p>できるだけ、情報共有についての努力はしているんですけど、何しろ様々な分野があって、それぞれが細かい仕事をやっていますので、市の全ての行事を職員一人ひとりが把握するという事は、ある程度限界があると思いますけど。ただ、同じ部署の仕事については、ある程度認識する必要はありますから。</p>
事務局	<p>執行機関相互の連携という項目は挙げていますが、内部の連携というのは、改めて検討する余地があると思われ。それが、この部会の中の条文で盛り込まれるかは別ですけど。</p>
事務局	<p>例えば、ご意見としていただきたいのは、執行機関の連携だけで無く、もっと細かい職員間の連携とかも必要ではないかというご意見であればですね。例えば、執行機関の責務の中に執行機関相互の連携というのがあるのであれば、職員の責務としては職員相互の連携というのが必要だとか、そういうご意見をいただければ、事務局としてもありがたいです。それが、そのままここに謳われるかどうかは分かりませんが、今後すり合わせていかなければ</p>

	<p>ばなりません、そういったご意見は、非常に参考になると思います。</p>
委員	<p>私は、部署で力を合わせて、意識統一して、その職務を執行しているという意識が、もっともっとあると。市は、割とそれができているとは思っているのですが、そうじゃないと感じる組織もありますのでね。そうしたことを、仮にこの条例ではないにしても謳うことによって、明確に出来るかなど。</p>
部会長	<p>だいたいのお目通しがいただけたかなと思うんですけど、思いつきでも結構ですので、ご意見があれば、頂きたいと思うんですが。</p>
委員	<p>「自治」という言葉を調べてみると、「自分で作って、自分で行う」ということなんですが、立派なものを作ったとしても、それに市民が付いてくるのかどうかということですね。あまり難しいものを作っても、そういった懸念があります。</p>
部会長	<p>この自治基本条例というのは、理念とか、夢とか、そういう理想的なものが謳われて、その具体化のために個別の条例が制定されていくというのが、私のイメージです。大分市を素晴らしい市にするための理想を掲げていくと。そうすると、こんな立派な条文に対応する具体的な施策は、どうなっているんだという声が市民から上がれば、基本条例に沿って改めるべしということになると思うんですね。</p> <p>最終的には、大分市を支える自治意識が旺盛な市民が、一人でも多く育てただければと、個人的には思います。</p>
委員	<p>今日、検討項目の案を見せていただいた限りでは、特に足りないものも要らないものも思いつきませんので、概ね良いのだろうと思いますけど、一度持ち帰って、ゆっくり検討した上で、また意見があれば出させていただければと思います。</p>
部会長	<p>それでは、今日の段階では、特に異論や項目の過不足等のご意見はないというまとめで終わりたいと思います。できれば、近々もう一度会議を開かせていただいて、そのときにまたご意見をいただいて、この部会としての具体的な条文作りを行って、それを全体に合わせていくという段取りを取りたいと思っております。</p> <p>(次回開催日時の調整)</p>
部会長	<p>次回は、5月19日(水)14:00からいたします。</p>